

## 令和6年度

### 秋田県市町村総合事務組合職員採用試験

#### 受験案内

45歳以下 民間企業等の職務経験者

#### 受付期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）

問い合わせ 申込書請求 提出先	}	秋田県市町村総合事務組合 総務課 職員採用担当
		〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目2番3号
		秋田県市町村会館内
		電話 018-888-0220
		URL <a href="https://akita-sg.jp">https://akita-sg.jp</a>
		受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

## 1 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職務内容
若干名	企画・立案、経理、渉外・折衝等の一般行政事務に従事します。

## 2 受験資格

(1) の要件の両方を満たし、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者

### (1) 要件

①昭和55年4月2日以降に生まれた者

②民間企業等における職務経験(※)が通算5年以上となる者

※ 会社員、公務員、団体職員、自営業者等として、週あたり30時間以上の勤務をしている職歴が対象となります。職務経験が複数ある場合は通算できます。なお、勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。

### (2) 欠格事項

①日本の国籍を有しない者

②地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の種目及び方法・内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

試験	試験種目	出題内容
第1次試験	書類選考	採用試験申込書及び自己アピールシートの記載内容により選考します。
第2次試験	作文	事務の遂行に必要な文章による表現力について試験を行います。
	口述試験	個別面接により人物について試験を行います。

最終合格後に、受験資格を満たしていることを確認する書類等を提出していただきます。

## 4 第2次試験の日時及び場所

第1次試験合格者にメールで通知します(時期は令和7年2月を予定)。

## 5 受験手続及び受付期間

### (1) 提出書類

採用試験申込書及び自己アピールシート 各1部

### (2) 提出書類の入手方法

秋田県市町村総合事務組合（以下「本組合」）で受け取るか、ホームページからダウンロードしてA4サイズの白紙に印刷してください。

### (3) 手続

申込書に所要事項を全て記入し、申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4センチの写真1葉を貼って、自己アピールシートと合わせて本組合に提出してください。

①持参の場合 総務課職員採用担当へ提出してください。

②郵送の場合 封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、総務課宛に郵送してください（普通郵送の事故には対応できません）。

### (4) 受付期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び12月28日から1月5日までを除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、1月15日午後5時までに本組合に届いたものに限り受け付けます。

郵便配達日数を考慮し、余裕をもって郵送してください。

### (5) 受験番号の通知

提出書類の受理後、1月16日までに順次、本組合から受験番号をメールで通知します。

1月17日までに受験番号のメールが送信されない場合は、総務課職員採用担当へお問い合わせください。

メール発信元：saiyou@akita-sg.jp

## 6 合格者発表

第1次試験合格者は令和7年1月下旬に、最終合格者は令和7年2月下旬に、本組合ホームページに受験番号を掲載するほか、合格者にメールで通知します。

## 7 合格から採用まで

最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者を決定します。

この名簿からの採用は、令和7年4月以降の予定です。ただし、最終合格者の同意を得て、時期を変更して採用することがあります。

なお、採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他の条件は正式採用時と変わりません。

## 8 身分

地方公務員法の適用を受ける地方公務員です。

## 9 勤務条件

### (1) 給与

初任給は、学歴及び職歴等を勘案の上決定されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

### (2) 勤務時間

原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。

### (3) 休暇

年間20日（採用年は原則として15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

## 10 勤務場所

〒010-0951 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館3階  
秋田県市町村総合事務組合

## 11 試験結果の開示

第2次試験の結果（順位）については、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。

電話やはがき等による請求はできませんので、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参し、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、事前に電話連絡の上、本組合総務課へ直接おいでください。

開示請求ができる期間は、最終合格発表の日から1か月間です。